

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします



健康保険料が安くなる 「インセンティブ制度」ご存じですか？



突然ですが、
インセンティブ制度
における
鹿児島の順位を
お知らせします

インセンティブ順位

3位

年間約**6億2,900万円**
鹿児島支部加入者の保険料が
安くなりました



そもそも
インセンティブ制度
とは、どのような制度
なんでしょうか？

健診の受診率など
「健康づくりの取り組み」を
都道府県ごとにランキング
**上位になるほど、
大きなインセンティブ
(保険料の引下げ)が
得られる制度です**



来年度も
引き続き上位を
目指すには？

毎年健診を受けましょう
総合では3位でしたが、5つの指
標のうち、「特定健診等の受診
率」は**全国最下位**でした。より多
くの方が健診を受診し、健康づ
くりに取り組むことが保険料引
き下げにつながります。ぜひご
協力をお願いします！



インセンティブ制度の
詳細はこちら



【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内④番)

事業主様へ「保険証の速やかな回収」をお願いします

保険証は退職日の翌日から使用ができません

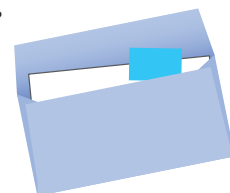
資格喪失（退職、扶養の解除等）される方の「保険証」は、必ず回収をお願いいたします。

- ・回収した保険証は資格喪失届、被扶養者（異動）届の提出と同時に日本年金機構へ速やかに返却してください。
- ・返却が遅くなりますと、被保険者へ「保険証返却についてのお知らせ」が届くことになります。

※資格喪失届等の提出と同時に保険証を返却できないときは、

「健康保険 被保険者証回収不能届」を添付してください。

（必ず被保険者の電話番号をご記載いただきますようご協力ください）



無効な保険証で受診した場合、協会けんぽが負担した医療費（総医療費の7～8割）を被保険者に返納していただくことになります。なお、令和4年度、鹿児島支部の「医療費の返納金」は、約2,000件、合計金額で約4,600万円発生しており、回収のための費用は保険料から拠出されています。

【お問い合わせ先】レセプトグループ ☎099-803-3276

あんま・マッサージの正しいかかり方

あんま・マッサージの施術について一定の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。

Q どのような場合に健康保険の対象になりますか？

A あんま・マッサージの施術について医師の同意がある場合に対象となります。



筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状を改善するために施術が必要と医師が同意している場合は健康保険の対象となります。



単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のマッサージ等を受けた場合は健康保険の対象となりません。

注意事項

- ・定期的に医師の同意が必要です。
- ・療養費支給申請書の内容を確認しましょう。
- ・領収書は必ずもらいましょう。



【お問い合わせ先】業務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内①番）



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL：099-219-1734(代表) FAX：099-219-1743

メルマガの登録はこちら



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島

検索